

景観評価リスト

事業 所 轄 課	東部農林事務所 八頭事務所	事業担当 氏 名	農林業振興課 林道担当 菅原 敬
-------------	------------------	-------------	---------------------

1. 事業概要

事業名	農山漁村地域整備交付金事業（県営フォレスト・コミュニティ総合整備事業）
事業箇所	<input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（ ） <input type="checkbox"/> 自然公園区域（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（ ）
事業の種類	林道開設
事業期間	（全体計画） 昭和58年度～平成36年度 （今回景観評価対象区域） 平成26年度～平成27年度
事業の規模	（全体計画） 幅員W=4.0m 計画延長L=14.45km 計画事業費4,549,195千円 （今回景観評価対象区域） 幅員W=4.0m 計画延長L=0.3km 計画事業費60,000千円
事業目的	<p>本林道は、鳥取市青谷町の中山間地に位置し、3集落(桑原・八葉寺・小畑)を広域的に結び、広範な森林資源を整備・利用するもの。</p> <p>○公的造林により人工林のうち57%が水源林に造成されており、今後も継続的な水源かん養機能等の森林の多面的な機能の発揮、維持が重要となっており、間伐等の推進や作業道の整備を行う上で不可欠な路網の骨格となる林道の整備が必要。</p> <p>○利用区域1,126haの内、人工林は548ha(49%)であり、その中で間伐等の施業が緊急に必要な21～45年生の林分が66%を占めており、適正な森林管理を行う上でも林道の整備が必要。</p> <p>○当地域は、椎茸栽培が盛んで、青谷町全体の生産量の約8割近くが本線の林道沿線から搬出された原木から生産されているところ。</p>

2. 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向 (①～③のいずれかを選択して記入)	
①整備する施設が視点場となる場合	
②整備する施設が主対象になる場合	<p>【景観特性及び景観資源】当林道は、県道俵原青谷線と稜線に挟まれた東斜面の中腹を通過する線形計画である。当林道周辺の山林は、主に杉を中心とした人工林と、コナラ類を中心とした広葉樹地帯もあるなど豊かな自然に覆われた景観を有している。（景観評価対象地は広葉樹林）</p> <p>【景観形成の基本的方向】当林道に対する眺望に関しては、県道俵原青谷線より眺望されるが、当該施設は谷間の山間地に位置していることから、地形の起伏や樹木等により視認される区間は少ない。</p> <p>近景の景観の保全及び周辺区域との調整を図るため、林道開設にあたっては、地形の改変を極力抑え、路側擁壁や切土法面を出来る限り植生により被覆し、景観の保全及び周辺区域との調和に努めることとしている。</p>
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合	
(2) 特に配慮する事項	

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置・規模	<input type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。	

	<p>□道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。</p> <p>□尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。</p> <p>□事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</p> <p>■周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</p>	<p>道路線形を地形に沿ったものとする事で切土法面、路側擁壁の規模を最小限にすることにより地形の改変を抑制し、景観の保全を図る。</p>																			
形態・意匠	<p>■周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</p> <p>□壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</p> <p>□ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p>	<p>法面や路側擁壁は、出来るだけ緑化し、木材を利用することで、周辺の景観と調和した施設の造成を図る。（法面には出来るだけ在来種を使用。）</p>																			
色彩	<p>■周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p>■異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</p> <p>□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</p> <p>□送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<p>植生及び木材により被覆された外観となる計画としており、周辺景観と調和させる。</p> <p>法面：植生 木材（素材色）</p> <p>擁壁：植生</p> <p>道路：アスファルトコンクリート（無彩色）</p> <p>防護柵：白色（N10程度）</p>
有彩色の色相	彩度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

4 特記事項【具体的対応について】

- ・地形に沿った道路線形とし切土法面を抑制することで計画区域を縮減し、周辺環境への影響を出来る限り抑える。
- ・丸太法面保護工（間伐材）を採用し、周辺景観との調和を図る。
- ・工事にかかる支障木については、ナラ枯れ被害防止・景観・安全の観点から林地還元を避け、チップ化し緑化基盤材に活用するなどの有効活用を検討する。

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。